

横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業補助金交付要綱

制定 平成 20 年 6 月 6 日 栄地振第 348 号

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 栄地振第 1386 号（区長決裁）

（目的）

- 第 1 条 この要綱は、商店会等が参画して実施するイベント事業に対する補助金を交付することにより、地域とのふれあいや賑わいを創出し、魅力ある商店街づくり及び商店街の活性化を図ることを目的とする。
- 2 横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業（以下、「イベント助成事業」という。）についての補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下、「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

- 第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。
- (1) 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。
 - (2) 「商店会等」とは、次に掲げる横浜市栄区内に存する団体とする。
 - ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づき設立された商店街団体
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立された商店街団体
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づき設立された商店街団体及び前各号の商店街団体に準ずる任意の商店街団体
 - エ 市内全域の商店街団体等をもって組織する法人化された商店街連合組織
 - オ 横浜市栄区商店街連合会
 - カ その他各号に該当しない団体で栄区長（以下、「区長」という。）が認めたもの

（補助事業者等の範囲）

- 第 3 条 この要綱における補助事業者等は、前条第 2 項第 2 号に掲げた商店会等とする。ただし、代表者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する場合は補助対象としない。

（補助事業等）

- 第 4 条 この要綱における補助事業等は、補助事業者等が主催し実施するイベントとし、交付申請前に実施するものを含む。
- 2 この要綱において、補助の対象となる期間は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、開催期間が 2 か年度にわたる場合は、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号により、当該事業が終了する日の属する年度の事業とみなす。

（補助金額）

- 第 5 条 この要綱に定める補助金の交付金額は、予算の範囲内で区長が決定する。

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

- 第 6 条 この要綱において、補助対象経費、補助率および限度額は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 商店会等が実施するイベント助成事業に係る補助対象経費の内容及び補助要件は、別表 1 のとおりとする。ただし、国および県、その他の補助制度を併用する場合並びに補助対象経費に係る売上金が発生する場合は、当該金額を控除した額を補助対象経費とする。

- (2) イベント助成事業実施に係る補助率は、補助対象経費の1/2とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てる。
- (3) イベント助成事業実施に係る補助限度額は25万円とする。ただし、2つ以上の商店会等が共同で実施するイベント事業及び横浜市栄区商店街連合会で実施するイベント事業のうち、区民全体を対象にしているものは50万円とする。

(交付制限)

第7条 同一年度内に商店会等がこの要綱に定める補助金の交付を受けることができる回数は1回とする。

- 2 ただし、2つ以上の商店会等や、商店会等と自治会・町内会等が共同で実施する事業が補助対象となった場合に、その構成員である商店会等が、同じ年度内において前述の共同事業とは異なる内容の単独事業を計画し、補助金の交付申請をした場合、内容を審査し、適当と認められたときは、前項にかかわらず、両事業とも補助対象とすることができる。

(交付申請及び必要書類)

第8条 補助金規則第5条第1項の規定による補助金交付申請書の提出期日は、区長が定める日とする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業補助金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。

- 3 補助金規則第5条第2項の規定により、前項申請書への添付書類は、次に定める様式を用いなければならない。

- (1) 横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業概要書（第1号様式の2）
(2) 横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業収支予算書（第1号様式の3）

- 4 補助金規則第5条第2項第5号の規定により、区長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商店会等の定款または規約
(2) 会員名簿または参加店名簿
(3) その他区長が必要と認める書類

- 5 補助金規則第5条第3項の規定により区長が補助金交付申請書への添付を省略させることができる書類は、補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

- 6 第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする補助事業者が、申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定通知)

第9条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

- 2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

(交付の条件)

第10条 補助金規則第7条第4号の規定により区長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認め
て付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) この補助金は、横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業実施のために使用し、他の事業には流
用してはならない。
- (2) 事業完了後、速やかに事業実績報告書及び事業実績概要書を提出しなければならない。
- (3) 交付金額は、事業実績報告書を審査した上で確定する。
- (4) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全部または一部の返還を求めること
がある。
- (5) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査し、または報告を求めることが
できる。
- (6) 事業の実施に関しては、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いには留意すること。

(申請の取下げの期日)

第11条 補助金規則第9条第1項の規定により区長が認める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者
が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日後の日までとする。

(事業の変更または中止等)

第12条 商店会等は補助金対象事業内容の大幅な変更または中止使用とする場合は、横浜市栄区商店街
活性化イベント助成事業変更等承認申請書(第4号様式)を区長へ提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業変更等承認申請書を受理したときは、その
内容を審査し、適当と認められる場合は、横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業変更等承認通知書
(第5号様式)を申請者に通知するものとする。

(交付対象事業の実績報告書等の提出)

第13条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が区長への報告に用いる書類は、事業完
了後30日以内に提出しなければならない。

- (1) 横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業実績報告書(第6号様式の1)
 - (2) 横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業実績概要書(第6号様式の2)
 - (3) 横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業収支報告書(第6号様式の3)
- 2 前項の規定により実績報告書類を区長へ提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければなら
ない。
 - (1) 収支を証明する領収書の写し
 - (2) 事業実施写真
 - 3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、第1項に規定する実績
報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らか
な場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した
書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第14条 補助金規則第15条の規定による補助金確定の通知は、横浜市栄区商店街活性化イベント助成
事業補助金交付確定通知書(第7号様式)により行うものとする。ただし、事業補助金交付確定額は、
第9条で決定した事業補助金交付決定額を上回ることができない。

(補助金交付の請求)

第 15 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市栄区商店街活性化助成イベント事業補助金交付請求書（第 8 号様式）により行わなければならない。

(調 査)

第 16 条 補助金規則第 27 条の規定により、区長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付を受けた協議会に対して、補助金交付事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(関係書類の保存期間)

第 17 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の補助金交付に関し必要な事項は、区長が定める。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 19 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、商店街活性化イベント助成事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 9 号様式）により、すみやかに区長に対して報告しなければならない

2 区長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の閲覧)

第 20 条 区長及び補助金の交付を受けた団体は、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、次の各号に規定する書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。ただし、個人情報と認められるものについてはこの限りではない。

- (1) 第 8 条に規定する書類
- (2) 横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業補助金交付決定通知書（第 2 号様式）
- (3) 第 13 条に規定する書類

2 前項の規定による閲覧は、次の表に定めるところにより行うものとする。

	区 長	商店会
閲覧場所	横浜市栄区役所総務部地域振興課	団体が指定する場所
閲覧時間	区役所の事務取扱時間	団体が指定する時間
閲覧期間	第 8 条に規定する書類及び横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業補助金交付決定通知書にあっては補助金の交付を受けた日から、第 13 条に規定する書類にあっては当該書類を区長に提出した日からそれぞれ 2 年間とする。	

3 第 1 項に定める書類の閲覧を求める者は、横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業補助金関係書類閲覧申出書（第 10 号様式）を、閲覧に供する者に提出するものとする。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めのない事項については、区長が必要に応じてその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 6 月 30 日から施行する。

(経過措置)

この要綱の一部改正の際、現に改正以前の規定により作成されている様式書類については、当分の間使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 13 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度予算にかかる補助金等から適用する。

別表 1 (第 6 条 関係) 補助対象経費

項目	内容	補助要件
広告宣伝費	広告等作製費 広告料	チラシ・ポスター、立て看板、横断幕等の作製、新聞折込の費用等
開催費	謝金	出演者に対する謝金・謝礼品購入費
	食糧費等	出演者・運営従事者の弁当及び飲料費 (ただし、酒類は対象外、弁当代は1人あたり2千円を限度とする。)
	会場設営費	会場等の設営費
	会場借上費	会場の借上げ費
	購入費	備品等購入費 (ただし、汎用性の高い機材・備品は対象外とする。)
	模擬店	機器レンタル料、食材等購入費、光熱水費等の経費 (区が出店を依頼または認めた模擬店で、来場者に無料で物品等を配布・提供する場合、または有料で販売・提供するが営利目的ではなく売上をイベント運営資金などに活用する場合に対象とする。)
	景品	景品の購入費 (イベントをPRするために不特定多数に無料配布するもの、イベントの出演者全員に配布する参加賞は対象とするが、福引・抽選会等に類する景品、カラオケ大会等の賞品は対象外とする。)
	使用料	機材等の使用料
	保険料	機材等の保険料、その他イベントに関する損害保険料
	委託費	イベントの運営、機材等の運搬、会場周辺の警備費 (すべて業者に委託する場合のみ対象)
	光熱費	ガス料金・電気料金
事務費	消耗品費	事務用品等消耗品購入費
	会議室借上費	事前打合せ等に係る会議室借上げ料

※上記経費に係る消費税及び地方消費税も対象とする。ただし、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除を受ける場合には、当該仕入控除税額は除く。

※補助対象経費となる食糧費と飲料費の合計額は、5万円未満かつ総事業費の10%を超えないものとする。

※行政機関に支払う経費、銀行振込手数料等の間接経費は補助対象外とする。